

箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』続篇(国政論)にみる 英米モラル・フィロソフィー受容の一考察

金子 元

0. 問題の所在

前稿「箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』後編にみる英米モラル・フィロソフィー受容の一考察」(『秀明大学紀要』第17号、2020年)において筆者は、明治期の英米モラル・フィロソフィー(ないしモラル・サイエンス)受容研究がこれまで福沢諭吉との関連にのみ集中してきたことを指摘し、箕作麟祥がハバード・ウィンスロウ Hubbard Winslow (1799-1864), *Elements of Moral Philosophy: Analytical, Synthetical, and Practical* (1856) (以下、『モラル・フィロソフィー』と略記)を抄訳した『泰西勸善訓蒙』後篇(1873・明治6年)というテキストの分析を通じて、箕作が福沢とは異なる傾向をもつモラル・フィロソフィーの日本への導入を試みたことを論じた。

その結果、箕作が、ウィンスロウの『モラル・フィロソフィー』から、人間の心性が自然的な動機と理性的な道徳との二段階から成り立ち、そうした性質と呼応して社会的な集団も自然に形成される国家 State「国」と、国家という基礎の上に成り立つ人為的な政府 government「政府」との二段階の構成を取るという考えに基づき、福沢諭吉が依拠したウェーランド Francis Wayland (1796-1865)のモラル・フィロソフィーにおける社会契約論とは全く異なる国家論を得ていたことを析出した。

しかし、他方で箕作が、抵抗権に関する部分はウィンスロウの著作ではなくジョセフ・ヘイヴン Joseph Haven (1816-1874)の *Moral Philosophy: Including Theoretical and Practical Ethics* (1859) という著作の翻訳に差し替えており、専制的な政府に対する抵抗は権利であるだけでなく義務ですらあるというヘイヴンの考えを採用したことも明らかにした。

箕作は、政治理論に関するウィンスロウの記述が不十分であるという認識のもと(後述1. 2.を参照のこと)、ローレンス・ヒコック (Laurens Perseus Hickok, 1798-1888)の *A System of Moral Science* (1853、以下『モラル・サイエンス』と略記)の一部を1874・明治7年に『泰西勸善訓蒙』続編(国政論)として翻訳・上梓した。箕作が翻訳したモラル・フィロソフィーのテキストの政治思想史上の意味を考えるためには、この続編についても分析する必要があるだろう。

本稿は、如上の問題関心に基づき、第一に『泰西勸善訓蒙』続編の国家論の特質を、原著との対照により明らかにしたうえで、第二にこのテキストが当時の政治にもたらした影響を検討することによって、明治期における英米モラル・フィロソフィー受容の意義について考察するものである。

1. ヒコック『モラル・サイエンス』と箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』続篇(国政論)の国家論

1. 1. ヒコック『モラル・サイエンス』における国家論の位置づけ

『モラル・サイエンス』の著者ローレンス・パーシアス・ヒコック (Laurens Perseus Hickok, 1798-1888)は、ユニオン大学を卒業し、ウェスタン・リザーブ大学、オーバン神学校、そして母校のユニオン大学の

教授を歴任し、ユニオン大学では学長を務めた。著書は *System of Moral Science* (1853) のほか、*Rational Psychology* (1849)、*Empirical Psychology* (1854)、*Rational Cosmology* (1858) などがある¹。

箕作がヒコックのテキストに注目した理由として、グイド・フルベッキ (Guido Herman Fridolin Verbeck, 1830-1898) に示唆された可能性が挙げられる。フルベッキは明治初期にお雇い外国人として、政府に対して非常に大きな影響力を持ったが、箕作との関係も深かった。箕作とフルベッキの関係を示す一例として挙げられるのが、箕作が『明六雑誌』に掲載した「リボルチャーの説」である。これは欧米の自由概念を解説した記事であるが、実はフルベッキが各種事典等の記述に依拠して英文でまとめた文章を箕作が翻訳したものである²。

フルベッキは、もとはオランダからアメリカに移住し設計士の仕事をしていたが、コレラへの罹患とその回復をきっかけに宣教師を志し、1855年にオーバン神学校に入学した。ヒコックは同年にユニオン大学へ移籍していたため、すれ違いとはなかったが、神学校でヒコックの著作に触れた可能性はおおいにあるだろう。

ヒコックはアメリカにおいてかなり早い時期にカント哲学に触れ、紹介した人物とされ、その哲学説はカントの影響を受けつつ独自に展開したものとされる³。たとえば『合理的心理学』*Rational Psychology* においてヒコックが、「感覚による現象界」と「悟性の対象からなる概念界」とを厳しく弁別し、「現象的なもの」を「概念的なもの」と取り違えることによって帰結する唯物論—無神論と、「概念的なもの」を「現象的なもの」と取り違えることによって神を自然的なものとして誤認することとをともに峻拒したことがその一例といえる⁴。こうした考えは、理性と経験的な認識とを厳密に分離したカント『純粋理性批判』の方法論をヒコックなりに取り入れたものということができるだろう。またヒコックは『モラル・サイエンス』においても、カントの道徳論を、道徳法則を直観によって知的に把握するものとして紹介している⁵。

『モラル・サイエンス』は導入部と第一部 純粋道徳 Pure Morality・第二部 実在の権威 Positive Authority に大別される。導入部では道徳の究極的な規則や方法論について論じられる。第一部では自らに対する、他者に対する、そして自然や神に対する義務となる徳目について論じられる。第二部は市民の統治、神の統治、家族の統治について論じられる。箕作はこのうち第二部を抄訳した。

1. 2. 『泰西勸善訓蒙』 統篇の趣旨と構成

箕作麟祥が『泰西勸善訓蒙』後編に引き続きなぜ統篇を刊行するにいたったか。その意図については統篇の序文で以下のように説明されている。

余嘗テ勸善訓蒙ノ書ヲ訳述シ以テ之ヲ世ニ公ニシ未タ此学ノ詳ヲ悉クスニ足ラスト雖モ其要領ハ略既ニ之ヲ概論ス。然レトモ国ヲ建テ政ヲ設タル其因由ニ至テハ顧フニ当時収録ヲ欠ク者殊ニ猶多キヲ覚ウ。

つまり『泰西勸善訓蒙』の前編・後編だけでは国家論に不十分な点があるというのである。こうした動機に基づき、箕作はヒコックの『モラル・サイエンス』から Second Part, Positive Authority, First Division, Civil Government の部分を訳出した。

ただし、全体で10章構成の Civil Government の部のうち、Chapter III. A State Has a Necessity for Law と Chapter X. The Position of a State in Reference to Others を箕作は訳していない。

第3章は当時勃興しつつあったアナキズムに対し法の必要性を擁護するというもので、まだ無政府主義や社会主義が一般には認知されていなかった当時の日本で公にする意味を見出せなかったのだろうか。第10章は国際関係論で、ウインスロウの『モラル・フィロソフィー』を底本とした「前編」に含まれる内容と重なって

いることと、「続篇」の刊行意図に国際関係論の紹介が含まれていなかったことが理由として考えられる。

1. 3. ヒコックの国家論と箕作の翻訳

1. 3. 1. 社会契約論批判

「続篇」も「後編」と同様、「国家とはそもそも何であるか」という問いから出発する。かれは、その問いに答えるためにいくつかの国家論を批判的に検討する。ヒコックの考えでは、国家論は、まず政治的な権威 authority「政権」が先行して国家を形成するという立場と、国家 state「国」というまとまりがまずあって、そののちに権威ある政府 authoritative government「政権」を形成するという立場の二つに大別される⁶。

このうち前者にも二つの立場がある。ひとつは、神 God「上帝」が誰かに統治権を委任し、神聖な権利 divine right「上帝賦与ノ権」が政府に権威を付与するというもの。もうひとつは、それぞれ主権を有する個人が寄り集まって国を作り、契約 compact「約束」による政府を作る、というものである。神が直接統治権を委任する神政政治は古代イスラエル王国にしかその例をみない。また、人民が自発的に契約を結ぶ社会契約説 The theory of a voluntary compact「人民互ニ約束ヲ定メ以テ国ヲ建テシト為ス論」は単なる虚構 mere figment「無稽ノ妄談」に過ぎないと一蹴している。仮にそのようなものがあっても「契約」を結ぶときに人民を強制的に従わせたにすぎないとヒコックは主張する。

よって、自然に形成された国という集合体がまずあって、しかる後に政府 civil government「政権」が形成される、という理論が正しいのだという。ヒコックもウインスロウ同様、社会契約論に批判的であったことがわかる。

ほんとうのところは、あらゆる世俗政府 civil government「政権」があるためには、国家それ自体が存在しなくてはならない。憲法 constitution「憲法」が国を作るのではなく、国が憲法を作るのだ。原始的な国家 primitive state「国ノ初メテ立ツ」の真の概念は、人間性の自然な発展 the natural development of humanity「天ノ定ムル自然ノ進歩」によって最初に達成された有機的な存在なのだ。人間が獲得した成果 product of man's procuring「人為ニ出ル(もの)」ではなく、まさに自然の運行における神の法令なのだ⁷。

このように、国がそのはじまりから一個の共同体であるということから、主権は個人ではなく国に属するという考えが導き出される。

もっとも原始的な国家において、個人はばらばらの単一体ではなく、すでに共同体 community「社」なのである。〈個人の主権〉などというものはともに居住しなければならない人間の集合体において許されるものではない⁸。

1. 3. 2. 国家の究極的な目的としての public freedom「衆庶ノ自由」

国家の基礎のうえに打ち立てられた政府には目的 end「主目」がある。それは、直接的な目的 immediate end「近切ノ者」と究極的な目的 ultimate end「奥遠ナル者」に大別される。前者は個々人の選択を(集団のために)調整することであり、後者は最高善 highest good「至善」を追求するというものである⁹。

政府の究極的な目的が、最高善を追求するものである、というヒコックの主張は、しかし国家が人民の思想

を直接的に統制することを意味するものではない。最高善は個々人の内面の力によって追及されるものであって国家権力の力で実現可能なものではない。国家はあくまで人々の社会的な行動のみを規制し、内面に立ち入るべきではない。そして行動の規制も公共の自由を侵害しないかぎり行われるべきではなく、基本的には個人の自由を尊重すべきであるとされる¹⁰。

これは政府があくまで人為的な存在であり、神（そして神の作った自然に基づいた国家）と比べて不完全なものであるという考えに拠るものである。ヒコックの思想における神の絶対性という宗教的な色彩が人間の不完全性への直視につながり、逆説的に信教の自由も含めた内面の自由を保障することになるのである。

つまり政府（ひいては国家）の追求すべき最高善はあくまで外形的な生活に関するものに注力されることになる。それをヒコックは文明 civilization「開化」と呼ぶ¹¹。文明の進歩が国家の究極目標とされるため、国家の主権に優越する個人の主権は認められない。とはいえ個人の選択が全て規制されることもない。個人の選択は公衆 public「衆人」のそれと抵触したときにはじめて規制される。国家は、高次の文明の達成を妨げるものを規制する権力 authority「圧抑羈制スルノ権」を持つ¹²。これが公共の自由 public freedom「衆庶ノ自由」や自由 LIBERTY「人民ノ自由」の語の特有の意味なのだ、ヒコックは言う。そしてそのような意味における「自由」を守るためには法律が必要だとされる。

ここでヒコックが最高善 highest good「至善」の追求、高次の文明の達成を「自由」と呼んでいることに注目すべきであろう。ヒコックの哲学説が経験と概念を峻別し、カントの独特な受容のもとに形成された点については先に触れたが、ヒコックは「自由」概念においても、理性によって立法された道徳的な法則に自らの意志で従うというカントの自由概念の影響下にあったと考えられるのである¹³。

1. 3. 3. 国家と市民——ヒコックの革命論

箕作がヒコックのテキストを『泰西勸善訓蒙』続編として訳出するときにもっとも問題的部分は、その末尾に位置する「第十一款 政ノ転変」であろう。原文は Section XII. Revolution. すなわち革命論である。この革命論において、冒頭で展開されていた国家 state - 政府 government の二元論が大きな意味を持つてくる。すなわち、革命によって政府の形態が変わろうが、王朝が交替しようが、それは人間の手になる政府が変わるだけで、「一個の有機的な国家 the one organic state（箕作訳では単に「国」）」は存続する、とヒコックは論じるのである¹⁴。かれは、国家は征服され、併合され、絶滅されることはあっても革命されることはない、という。

ヒコックは革命を四つの側面から論じる。

第一に、公共の自由が革命を要求するとき、つまり革命によらなければ公共の自由が守られない場合に限る、というものである。政府の形態を変えずに公共の自由が維持できるならば革命は必要ない。あるいは、いくら公共の自由を守るためとはいえ、自由が失われることによる被害よりも、革命の暴力による被害が上回る場合は、革命をすべきではないとされる。

第二に、革命を起こす権利はひとり国 state にのみ存する、という。つまり一部国民の蹶起によるのではなく、国民の総意に基づかなければならない、という。ただし、国内の一地方あるいは植民地が抑圧されたとき、その地域の人民がその総意として独立革命を望む場合は、その地域はひとつの国として主権を有し、革命が正当化されるという¹⁵。これはアメリカ独立革命を正当化する記述であろう。

第三に、個人や集まった人々が危難を顧みず革命の扇動をしなくてはならないという。革命は総体としての国家にのみ認められた権利であるとはいっても、実際には全国民が即座に行動に出ることはない。そこで先覚

者が国民に政府の圧政を訴えかける必要がある。そこで国民が呼応し蹶起した場合は救国の英雄となり、そうでない場合は反逆者となってしまう。革命の先陣を切る者は事の成否を一身に引き受け、最終的な判定は後世にゆだねなくてはならないという。

最後に、革命に抵抗する側も危難のなかで自らの立場を引き受けるとされる。革命を起こされるほうの政権側の人間はそれを阻止するために必死の抵抗を行い、そして死んでいくだろう。このように革命は法や秩序を揺るがし、無政府状態の恐怖をもたらす、という記述で本節は締めくくられる¹⁶。

ヒコックの革命論は上記のように非常にハードルの高いものであり、またそのリスクを強調するものであった。しかしヒコックは別の章で、不正な政府への抵抗は義務であるとも述べており¹⁷、また合衆国の来歴から言っても革命を否定することは難しかったものと思われる。

このような革命の問題を考えるとときにあらためて留意すべきは、国 state と政府 government の二段階構成が、『泰西勸善訓蒙』後編の原書であるウインスロウの『モラル・フィロソフィー』と、続篇のそれにあたるヒコックの『モラル・サイエンス』に通底する考えであったことである。両者とも、神が創造した自然な共同体としての国と、その国に具体的な形式を与える人為的な政府という二分法をとっていた。その背景にあるのは、19世紀アメリカにおける state と government の概念の特殊性である。

もともと government の語は、独立革命を経たアメリカにおいて、独立した諸個人によって人為的に作られるものと考えられる傾向にあった¹⁸。しかし19世紀にはいると government の語は保守的、反革命的な色彩を帯びようになり、道徳哲学者たちはそれを神の統治との関連で捉えるようになった¹⁹。そして19世紀後半になると、モラル・フィロソフィーに包摂されていた政治学は、学問として独立するようになる。そしてそのような初期の政治学者——フランシス・リーバーやセオドア・ウルジーのような——はドイツ国家学の影響を色濃く受けていた。かれらは、Staat の訳語としての state の概念を中心に据えた理論体系を打ち立てたのである。

ヒコックもウインスロウも Staat 概念の受容という思想史的な文脈のなかで、革命の主体を国家と考え、革命の正統性の根拠を国家が神の力で自然的に作られたところに求めていたと理解するならば、ヒコックの革命論と、箕作があえて「後編」で採用しなかったウインスロウの革命論とは、かなりの程度共通した思想的な文脈においてかなりの程度共通した性質を有するものといえる。結果として箕作はウインスロウの革命論に近い考えを受け入れることになったのかもしれない。しかしただ一つ異なる点として、ヒコックの政治論は「公共の自由」の概念を中心としたものであり、革命論においてもそれが貫かれていることに注目すべきであろう。ウインスロウの革命論は人民の智識・徳性の発達程度と政府の形態とに齟齬がある場合にのみ、その齟齬を解消するために革命を許容するというものであった。これに対してヒコックの革命は、政府が追求すべき目的としての公共の自由を阻害するときに選択肢として浮上するものであった。ウインスロウと似通ったヒコックの政治論を箕作がわざわざ訳出した意味は、政治という営みを正当化する公共の自由（「衆庶ノ自由」）の概念に重要性を見出したためではないだろうか。

1. 3. 4. 「国体」と「政体」

ところで、このような19世紀アメリカの state 論そして state - government の二元論は、近代日本における「国体」と「政体」のそれを想起させないだろうか。

たとえば、金子堅太郎が、1884・明治17年の伊藤博文との論争で展開した議論がある。伊藤博文が「国体」を National Organization のこととし、「国土、人民、言語、風俗等の要素」から構成され、「政府は勿論学校、

鉄道、運河、橋梁等の諸設備」もその構成に含まれており、「土地を切り崩して鉄道を架設し、或は之を掘り割つて運河を通ずれば国体は変換する」と論じたことに対して、金子は、日本における「国体」は「万世一系の〔闕字〕天皇が日本帝国に君臨して大権を総覧せらるゝ」ことを指し、「英語にも独逸語にも何処にも」ない概念であると主張する。しかし金子は、強いていえばエドモンド・バークが日本の「国体」概念に近い主張をしていたとも付け加える。この金子の議論をまとめて提出した意見書とされる文章がある。少々長くなるが下に引く。

……国体は時勢の変遷と共に変更するものなりとの説は全く国体と政体とを混同したるに起因するものなり。

欧米の政治学の原理に依れば一国の政体は時勢の変遷と共に変更することあり。即ち彼の君主政体が人民の反抗に依り共和政体と変じたること是なり。然れども是れ全く政体の変更なり。然るに我日本にて国体と称する文字は我国特有の政治的名称にして、欧米諸国にて之れと同一の意義を有する文字なく、又彼国にて慣用する政体の意義とは全く別種のものなり、今其例を挙げれば水戸烈公の弘道館記に「恭惟上古列聖立極垂統其所以照臨六合統御宇内者未曾不由斯道也宝祚以之無窮国体以之尊嚴」とあるもの即ち是なり。蓋し日本にて唱する国体と云ふ字義は欧米の政治学者の想像だも及ばざるものにして其の実相は決して彼等が諒解すること能はざるものなり。唯独り英国の「エドモンド、バーク」は我国にて慣用する国体の文字の真意を解したるが如し、彼が論説中に仏国の革命は英国の基礎的政治の原則（ファンダメンタル、ポリチカル、プリンシプル、オブ、イングランド）を破壊するものなりと論述せり²⁰。

金子が展開したような「国体」「政体」二元論はその後、穂積八束ら戦前の多くの憲法学者が踏襲することになる²¹。もっとも穂積らのそれは、ドイツ国家学から学んだものでもあったとも考えられる。

伊藤との論争の3年前、1881・明治14年に、金子はバーク『フランス革命の省察』の一部を『政治論略』の名で翻訳しており、金子が伊藤との論争で披露した知見は、バークの翻訳作業によって得たものだと、一応は解釈することが出来る。しかし金子の、「国体」概念は外国に例をみない日本固有のものであり、その概念を水戸学から学んだものだという主張には疑問も残る。金子が挙げた「弘道館記」のなかにも、その解説である『弘道館記述義』のなかにも、あるいは「国体」に関して詳しく論じた会沢正志斎の『新論』においても、水戸学の「国体」概念は「政体」との関連で論じられてはいないのだ²²。

ここで想起すべきは金子がハーバード大学に留学して法学を修めた経歴を持つ人物だということであろう。そして金子が、自由民権運動の理論的支柱であったルソー『社会契約論』に対抗してバークの『フランス革命の省察』の一部を翻訳して刊行した『政治論略』には、実は当時のアメリカ政治学の大家ウルジー（Theodore Dwight Woolsey, 1801-89）の代表作『政治学』（*Political Science or The State: Theoretically and Practically Considered*, 2vols., New York: Charles Scriber's sons, 1877）から抜粋されたルソー批判の文章が挿入されていたのである²³。

ウルジーの『政治学』を全体としてみると、ドイツ国家学の強い影響下にあつて、自然法 *Naturrecht*、国家学 *Staatslehre*、政治学 *Politik* にそれぞれ対応する、権利論（正しい国家の基礎としての権利の原理 *Doctrine of Rights as the Foundation of a Just State*）、国家論（国家の理論 *Theory of the State*）、政治論（実践的政治学 *Practical Politics*）の三部構成を取るものであった²⁴。このうち国家論においてウルジーは、国家を、家族を基盤とした、共に居住するという人間の社会的な本性に基づいたものとし、自然で神聖なものとする一

方²⁵、政治論においては多様にあり得る国家の具体的なありかたを government や polity (政体!) の問題として論じている。この第三部「実践的政治学」の終章、つまりウルジー『政治学』の末尾は政治的な変動について論じたもので、政体の変動が不可避の現象であるという議論をしていたのだ²⁶。

ウルジーにおいて政体は国家の具体的なあらわれであり、国家と政体は異なるものとはされていない。また、君主政は民主政と同じく政体の範疇に入るものであって、金子が「国体」の内容とする万世一系の天皇による統治という国のありかたは、ウルジーに従えば政体に分類されることになるかもしれない。しかし、家族を基盤とした、自然で神聖な共同体としての国家という理念は、一般的に家族国家観と呼ばれる、近代天皇制を構成する重要な要素と大きく重なるものであるのではないか。ドイツ国家学が日本に本格的に導入される以前に、箕作による『泰西勸善訓蒙』後編・続篇や金子の「国体」概念といった、アメリカを経由したドイツ政治思想導入という素地がすでにあったということは十分に留意されるべきであろう。

2. 「国政転変ノ論」の波紋

2. 1. 「転変」と「転覆」のあいだ

箕作の訳した「国」「政」二元論は、金子堅太郎や穂積八束らの「国体」「政体」論と直接的な関係をもつものとはいえないかもしれない。しかし自由民権運動との関連においては——おそらく箕作の予想を大きく越えて——多大な影響を与え、政治的な意味を持った。

箕作は「続篇」第四巻刊行の翌年の1875・明治8年10月、革命論の部分を抜き出し、「国政転変ノ論」という題名で自らが主宰する翻訳雑誌『万国叢話』第二号に掲載した²⁷。初出とは文章表現上の変更はあるものの、内容そのものに関する変更や省略はなされていない。

この論説によって民権派が勢いづいたことはよく知られている²⁸。過激な論調でしばしば発行停止となった『評論新聞』は、箕作の「国政転変ノ論」を直ちに転載し、論評を加えた（「万国叢話第二号ヲ閲シテ箕作麟祥君ノ訳スル所ノ国政転変論テ得タリ立意頗ル激切因テ其要ヲ摘ンテ茲ニ登録シ並セテ之ヲ評ス」『評論新聞』第40号、1875年11月）。

その一部を以下に抜粋する。

博学多識ヲ以テ国内ニ雷名アル先生ニシテ此ノ如キ激烈ナル転変論ヲ訳述思ヒ掛ケナク今日世上汲々ノ間ニ公然刊行セラルトハ吁是レ我国学者ノ激烈気力モ亦万国ニ秀越スルノ兆候ナランカ（関新吾）²⁹。

政府タルモノ其私利ヲ営ムニ汲々トシテ天下ノ安危ヲ顧ミサルカ如キアラハ寧ロ手ヲ束ネテ一國ノ転覆ヲ傍觀スルノ理アラムヤ竹槍席旗ヲ以テ自由ノ權利ヲ恢復スルハ即チ勢ノ已ムヘカラサル所ナリ（満木清繁）³⁰。

我国百世ノ後不幸ニシテ賢明精忠ノ官吏跡ヲ絶チ人民政府ノ苛酷ニ堪ヘス政府覆ラスンハ國將ニ覆ラントスル際ニ至リ人民兵ヲ起テ其暴吏ヲ逐ヒ其虐政ヲ廢スルカ如キコトアルニ方テ此篇ノ人民ヲ鼓舞スル能力大ニ其転変ヲ助クルコトアランモ未タ知ルヘカラス然則我輩此篇ヲ称シテ東洋ノ（コントラ、ソシヤル）日本ノ（レスプリーデ、ロア）トナシ箕作子ヲ呼テ東洋ノ（ルーソー）日本ノ（モンテスキュー）トナスモ決シテ過当ニハアラサルナリ（横瀬文彦）³¹。

いずれも箕作が圧制政府を打倒する革命肯定論を紹介したものと評している。

その後『評論新聞』をはじめとする民権系メディアは「圧制政府転覆スヘキノ論」や「亜米利加十三州独立ノ檄文」などの革命論を続々と掲載し、政府を牽制した。このような民権派による革命の鼓吹に対して政府は統制を強めていく。『評論新聞』編集長の関新吾にも「国政転変論」の掲載・論評が新聞紙条例に触れるとされて大阪裁判所から一年半の禁獄処分が降される。1876年4月の『評論新聞』第84号にはその尋問の様子が掲載されている³²。この内容が興味深いので、以下に少し引用してみよう（傍点は筆者による）。

尋問にあたったのは当時の大阪裁判所長、清岡公張^{ともはる}である。清岡の尋問に対して関は次のように主張する。

政府如シ暴虐ノ極度ヲ行ヒ所謂民ニ飢色アリ野ニ餓孳アルノ場合ニ至リ人民タルモノ其苦痛ヲ哀訴嘆願シテモ用ヒラレサルトキハ即チ政府人民相軋リ政府覆ラスハ国亡フルノ国勢ニ至レハ苟も愛国心アルモノハ国ノ亡滅ヲ見ルニ堪ヘス竹槍席旗以テ其ノ暴政府ヲ倒シ更ニ自由ノ新政府ヲ設立スルハ當ニ勢ノ万々已ムヲ得サルノミナラス道德上亦之ヲ許ストコロナリ。

これに対して清岡は、

見ヨ々々我国ハ帝国ナリ故ニ人民ハ政府ヲ共有スル杯トハ實ニ我国ニ吐クヘキ論ニ非ス我カ政府官員ハ上ハ太政大臣ヨリ下十五等出仕ニ至ル迄皆朝廷ノ官員ニシテ人民ノ得テ自由ニスヘキモノ非ス汝ハ西洋ノ学ニ心酔シテ民権トカ自由トカノ論説ニ心酔シテ民権トカ自由トカノ論説ニ眠リ込ミ我日本ノ国体ヲ忘ル悪逆者ト言ツヘシ。

と言いつ。関が、

固ヨリ帝国ノ御民ナレハソノ政体ヲ忘却シテ暴言激論スルモノニアラス皇帝陛下ノ下ニアル政府ノ暴威ヲ倒サント言フノミー例ヲ挙レハ徳川政府ノ如シ上ハ天皇ヲ凌辱シ下ハ人民ヲ壓政スルヨリシテ遂ニ戊辰ノ革命ニ亡滅消散痕跡ナキニ至ル……日本人民ノ一部タル貴族勤王徒ノ致ス所ナリ。

と返せば清岡は、

汝カ所謂徳川政府ノ改革アリテ今日ノ自由政府ヲ開設セシモノハ朝廷ノ所為ナリ何ソ貴族輩ノナス所ナラン。

と言いつ。もう少し問答は続くが、この辺りにとどめておこう。

一貫して民も含めた全体を「国」と呼び、その意味における「国」を守る「愛国」の論理にこだわる関と、こちらは一貫して天皇を頂点とした官員からなる「朝廷」こそが国なのだという「帝国」の論理を押し通す清岡とが鮮やかな対照をなしている。清岡の立場はあまりに専制主義的であり、当時の明治政府中枢でもどれだけの人物が清岡の主張に同調できるのか、いささか疑問に思われるが、しかしその論理に強固な一貫性を保っているのも確かである。特に明治維新について、徳川政府の暴政を「一部」の「貴族勤王徒」が主体となって倒したという関の（おそらく当時の人々にとっても説得的であろう）主張に対して、あくまで明治維新の主体

は「朝廷」なのだ」と清岡は押し切る。確かに、その実態はともかくとして、明治維新が錦の御旗を奉じて行われ、天皇主体の王政復古だという名目に着目する限り、清岡の言い分は正当なものといえる。また、両者の細かい用語のズレもそれぞれの立場の違いをはっきりと示している。(天皇が統治する)「帝国」という「国体」の優越を主張する清岡に対して、関は「帝国」という国のありかたを「政体」と呼ぶ。また、明治維新を「革命」と位置付ける関に対して清岡は「改革」と呼ぶ。この違いは偶然ではあるまい。関は state の自然性がかえって government のドラスティックな転換＝革命を可能にする構造を正確に見抜いていた。

このように、「国体」「政体」の二元論は、政府側からすれば「国体」の絶対性を担保するものとなり、民権派からすれば「政体」革命の可能性を切り拓くものともなる。つまり、民衆の広範な支持を得ずに過激化する民権派を批判する論理を提供するものともなる一方、public freedom「衆庶ノ自由」を侵害する圧制政府を批判する論理でもあったのだ。明治前半の「国体」論はそのような多様な可能性に開かれていたのである。

2. 2. 『泰西勸善訓蒙』から『改正勸善訓蒙』へ

ここで残された大きな問題は、箕作の意図である。箕作はなぜ「続編」から革命論をわざわざ転載したのだろうか。民権派に利用されうことは容易に想像できたのではないのか。従来の研究では箕作が民権派に近い立場からこの論説を発表したとされてきた。しかし、先に検討したようにヒコックの革命論は革命を正当化するものであるものの、その条件が非常に厳しく、また革命がもたらす惨禍の危険性を強調するものでもあった。

これについて、若干の手がかりを与えてくれるのが、箕作の遺した弁明書である。「国政転変ノ論」は政府内で問題となり、箕作は質問状による取調べを受けたようである³³。国立国会図書館憲政資料室に寄託されている箕作阮甫・麟祥関係文書には箕作の弁明書が残されている³⁴。それは四条にわたる質問に答える形をとっている。管見の限り今まで紹介されてこなかった史料なので、以下に全文を掲載しておこう。

答文

第一条第二条

本論ハ千八百六十八年出版米利堅合衆国ロウレンス、ヒコック氏著述の「システム、オフ、モラル、サイエンス」(脩身論と申書中ヨリ抄訳致候)

即チ原書相添差出候抄訳之場所ハ附紙致置候^[カ]

第三条

国政転変論ト申者自己ノ設題〔二〕ハ無之原語「レボリユーション」ト申語ニ有之候

第四条

国政転変(原語レボリユーション)ノ事ノ如キハ其利害得失ヲ詳カニセサレハ妄リニ之ヲ論スヘキニ非スト兼テ思料致居候処右原書読聞ノ際「レボリユーション」ノ条ニ至リ其論スル所頗ル詳明ニシテ国政転変ノ容易ニス可カラサル次第ヲ説キ^[ママ]尽リシ米國ノ如キ共和政治ノ國ニ於テスラ其論尚如此ト竊カニ会心致候故之ヲ抄訳致置キ博ク世人ニ示サバ或ハ其益アランカト存シ万国叢話第二号ニ掲載致候迄ニテ更ニ別意ハ無之候

このように弁明書では、共和政治のアメリカですら革命を容易に行うべきではないという議論があったために紹介したとされ、いわば慎重論に基づいて掲載したことになっている。またあくまで外国の書物の翻訳であって、自分の主張ではないとも述べている。

しかし国政転変論が専制政府に対する革命を肯定していることもまた事実であり、またはからずも箕作自ら弁明書で述べているように、たとえ翻訳であってもどの部分をどのようにどのタイミングで翻訳するかという点で訳者の意図とは無縁ではありえない。

結局のところ、箕作の意図はどこにあったのだろうか。これ以上の詮索を行う材料は現在のところ筆者も発見できていない。さしあたりここでは、箕作は「衆庶ノ自由」という「主目」に基づいて、抑圧的な方向に傾きかねない政府と、過激な行動に出て人民の安寧を妨げかねない民権派との双方に警鐘を鳴らそうとしたのかもしれない、といういささか凡庸な結論を、可能性のひとつとして提示しておこう。

『泰西勸善訓蒙』後編は明治13年に文部省から教科書採用禁止書目に指定される³⁵。続篇もおそらくそれに準じて絶版にしたものと思われる。後編はその後、明治14年12月に大幅な改稿を加えた『改正 勸善訓蒙』として新たに出版された。その序文に以下の記述がある。

同書ハ米国ノ原本ヨリ抄訳シタルカ故ニ其国政ニ関スル論説ノ如キニ至テハ本邦ニ於テ児童ヲ教ユルノ用ニ適セサル条項寡ナシトセス……今之ヲシテ小学読本ノ用ニ適セシムル為メ其国政ニ関スル論説ハ全ク之ヲ删除シ文字ノ妥当ナラサルモノハ之ヲ修正シ更ニ名ケテ改正勸善訓蒙後篇ト言ヒ……（傍点引用者）。

この方針に基づき「改正」版では後編初版の第六章・第七章に該当する「国ト民トノ務（原著の Civil Duties に該当する部分）」上・下がすべて削られた³⁶。

箕作があまりにあっさりとして自著を改変してしまったことに対して、言論に対する責任や矜持の点で、その姿勢について物足りないものがあるようにも思われる。しかし箕作の淡泊な処世には、おそらく彼なりの自負があった。以下は箕作と司法省で同僚だった磯部四郎の証言である。

能く話に聞いたことがあるが、福沢諭吉先生から、箕作先生に、「君の技倆を以て、役人などをして居るのは愚ぢやあないか、それより、代言人になつたらよからう、」と勧めたさうだ、私は、それに付いて、「先生、あなたは、どういふお考へですか、」と聞いたことがある、すると、先生の言はれるには、「成るほど代言人になつたら銭は、役人をして居るより、余計取れるだらうが、私は、もう少し、何か固まつたことをして置きたい、代言人になれば、どうしても、役人をして居るやうに、著書も出来なければ、翻訳も出来ない、何も、二百五十円か三百円欲しいから、かぢりついて、役人をして居ると云ふ訳ではない、福沢と云ふ人は、金儲主義の人だから、少しばかりの月給でも貰つて居ると、直ぐに愚だとか、何とか云ふが、私は、月給が欲しいとか、何とか、さう云ふ考へではないのだ、」と云ふことを、二度か、三度、聞きました³⁷。

箕作が福沢に対して下した評価はいささか厳しすぎるようにも思われるが、ともかく福沢とは異なる箕作の姿勢がよくわかる発言といえる。箕作はせわしない（福沢流に言えば「人事繁多」の）世間から距離を置き、翻訳や著述に腰を落ちつけて取り組むことを願っていた。そのことは、福沢から見れば、政府との関係で学問の独立を損なうことにもなるかもしれない。しかし経済の論理によって損なわれる独立性があるとも考えられるだろう。時間やコストのかかる仕事に取り組むには政府の役人であるのが一番であり、そのために無理に我を

通そうとはしなかったのではないか。翻訳という形で仕事を残すことができれば最終的には社会に資することになるかもしれない。箕作は51歳という、比較的短命でこの世を去ってしまった。にもかかわらず法典編纂や洋書翻訳などに多大な業績を残したことは周知の通りである。

3. むすびにかえて

前稿と本稿とによって、箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』の考察を行ってきた。これによって、従来等閑に付されてきた明治期日本における英米モラル・フィロソフィー受容の意義を明らかにした。結論的にいえば、箕作の翻訳したモラル・フィロソフィーのテキストは、明治中葉以降支配的となったドイツ国家学受容の下地となったと位置付けることができる。しかし他方でそれは、国家を「公共の自由」という目的を追求する限りにおいて正当化しようという側面も持っており、明治初期における自由民権論の革命論を活性化することにもつながった。明治憲法の制定と教育勅語の下賜以降、天皇のもとに国家権力と道徳的権威が一元化されたといわれるが、明治初年におけるモラル・フィロソフィーの受容はそれとは異なる形の政治と道徳の結びつきの可能性を示しているように思われる。

今後の課題としては、明治中期以降もモラル・フィロソフィーと継続的に向き合い、箕作と同様にウインスロウやヒコックも参照・翻訳していた西村茂樹の思想的営為について、箕作や福沢諭吉などとの比較の視点を加えつつ検討を行い、近代日本における政治と道徳の関係について考察を深めていくことを予定している。

[引用・参考文献]

¹ ヒコックについては Bruce Kuklick, *A History of Philosophy in America 1720-2000*, Oxford Univ. Press, 2001 (大塚諒ほか訳『アメリカ哲学史——一七二〇から二〇〇〇年まで』勁草書房、2020年、98、100-101頁)を参照。

² 幸崎英男「明治初期の翻訳語「自由」(2)——箕作麟祥「リボルチャーの説」から英文テキスト「On Liberty」へ——」『大阪学院大学通信』第30巻第9号、1999年。

³ Kuklick, op.cit.

⁴ Ibid., p.68 (訳書101頁)。

⁵ Hickok, op.cit., p.39, 40.

⁶ Ibid., p.160, 卷之一、1丁表。

⁷ Ibid., p.162, 2丁裏-3丁表。

⁸ Ibid., p.162, 3丁表裏。

⁹ Ibid., p.164, 4丁表、5丁表裏。

¹⁰ Ibid., p.164, 5丁裏。

¹¹ Ibid., p.165., 6丁裏。

¹² p.165, 7丁裏。

¹³ 網谷壮介『共和制の理念 イマヌエル・カントと一八世紀プロイセンの「理論と実践」論争』法政大学出版局、2018年、83頁。

¹⁴ Ibid., p.278, 卷之四、30丁裏、31丁表。

¹⁵ Ibid., p.280, 32丁裏-34丁表。

- ¹⁶ Ibid.,p.282, 29 丁裏。
- ¹⁷ Ibid.,p.188, 卷之一、34 丁表。
- ¹⁸ Daniel T. Rodgers, *Contested Truths: Keywords in American Politics Since Independence*, Basic Books, 1987, p.117.
- ¹⁹ Ibid.,p.119-120.
- ²⁰ 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館、1937 年、101、102 頁。
- ²¹ 大塚桂「天皇制論を読み直す——創られた伝統の解義」(五)、『駒澤法学』第 11 卷第 2 号、2011 年 12 月)、四 - 八頁 (69-65 頁)、同 (六)、『駒澤法学』第 11 卷第 3 号、2012 年 1 月)、七頁。
- ²² 明治期日本でもっとも早い時期に「国体」と「政体」の区別を論じたのは加藤弘之の『国体新論』であろう。加藤はここで天賦人權論に基づき新たな「国体」論を展開して国学者の国体論を批判したが、のちにその主張を撤回し『国体新論』を絶版にした。しかし安世舟は『国体新論』や『真政大意』といった加藤の初期の著作はすでにブルンチュリの影響を色濃く受けており、のちの『国法汎論』とあわせて『一般国法学』の全訳として加藤の中では統一されていたと指摘する(「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察——ブルンチュリと加藤弘之を中心として——」『年報政治学』第 26 卷、1975 年、140 頁)。また田頭慎一郎は加藤が当初から人民を政治的な主体と考えておらず、また古典的自由主義経済思想に基づいていたためにもともと社会進化論と親和的であったと論ずる(『加藤弘之と明治国家——ある「官僚学者」の生涯と思想——』学習院大学、2013 年、263-265 頁)。加藤弘之から金子堅太郎、穂積八束らに展開された「国体」「政体」概念は神道や水戸学そしてドイツ国家学という観点からだけでなくアメリカのモラル・フィロソフィーや政治学という観点からも改めて本格的に見直す必要があるが、本稿で扱うことが可能な範囲を大きく越えている。
- ²³ 『政治論略』を詳細に分析した研究として、柳愛林「エドマンド・バークと明治日本——金子堅太郎『政治論略』における政治構想——」(『国家学会雑誌』第 127 卷第 9・10 号、2014 年 10 月)がある。ウルジーはイエール大学を首席で卒業した後、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスでギリシアの古典文学を学び、帰国後にイエール大学のギリシア語とギリシア文学の教授となり、1846 年に学長に就任、71 年に引退するまで学長を務めた人物である。学長就任と同時にウルジーは歴史学・政治学・国際法の講義を担当し、ヨーロッパ流のカリキュラムを導入して大学改革を行った。ウルジーが学長を務めた時期のイエールにおいて、モラル・フィロソフィーから分離した固有の科目としての政治学が、アメリカではじめて確立したという(中谷義和『草創期のアメリカ政治学』ミネルヴァ書房、2002 年、35-36 頁)。
- ²⁴ 中谷同上書、41 頁。
- ²⁵ *Political Science*, vol.I, p.198, 中谷前掲書、44 頁。
- ²⁶ 中谷前掲書、49 頁。
- ²⁷ 『明治文化全集』〔第 3 版〕第 5 卷 雑誌篇、日本評論社、1969 年、350-352 頁。
- ²⁸ たとえば米原謙『国体論はなぜ生まれたか——明治国家の知の地形図』ミネルヴァ書房、2015 年、164-166 頁など。
- ²⁹ 『評論文集』卷ノ一、1879 年、20 丁表。
- ³⁰ 同上書、21 丁表。
- ³¹ 同上書、22 丁表裏。
- ³² 鳥居正功「前編輯長関新吾箕作麟祥君カ国政転変論ノ評ニ付大坂裁判所ニ於テ推問答弁ノ話」(同上書、45 丁裏 -51 丁裏)。尋問の内容は「大阪日報ヨリ摘出」とある。

³³ 大槻文彦『箕作麟祥君伝』丸善、1907年、77頁「鈴木唯一氏の談」「明治八年頃であつたらうと思ひますが、麟祥先生が国政転覆論とか云ふものを御書きなすつたのが、或る雑誌に出たことがありました、それが、政府内で、だいぶやかましくなりました、尤も先生自身の論ではなく、翻訳物でありましたらうが、何にしる、一時は、先生の地位が危い位になりましたところが、大木さんが、箕作先生を信じて居なさいましたから、弁解をなすつて、それで、事済みになりました」。

³⁴ 「箕作阮甫・麟祥関係文書」請求番号 204（国立国会図書館憲政資料室寄託資料）。

³⁵ 山住正巳校注『近代日本思想大系 6 教育の体系』岩波書店、1990年、490頁および文部省地方学務局『調査済教科書表』1880年、15頁。『調査済教科書表』ではほかに、ともにウェーランドの *Element of Moral Science* の翻訳である大井鎌吉訳『威氏修身学』と阿部泰蔵訳『修身論』（同 16 頁、ただし阿部訳『修身論』は明治 13 年改正のものに限り認められている（同 2 頁）、加藤弘之の『国体新論』と『立憲政体論』、津田真道の『泰西国法論』、神田孝平の『性法略』そして福沢諭吉の『通俗国権論』と『通俗民権論』も禁書目録のなかに含まれている（同 20 頁）。しかしボンヌ原著の『泰西勸善訓蒙』は教科書として認められている（同 1 頁）。また、認可教科書のなかに太田秀敬『国体訓蒙』、石村貞一『訂正 国体大意』、同『国体大意続編』といった「国体」に関する書籍が含まれていることも目をひく（同 13 頁）。

³⁶ 「改正」版は初版の第五巻から第八巻に収録されていた「第十章 自然ノ動力 (Natural Motive Powers)」 「第十一章 弁理ノ動力 (Rational Motive Powers)」も再刻しなかった。しかし、やはり改正版序文に「専ラ修身学ノ高尚ナル理論ヲ載セタレハ今敢テ之ヲ改正スルニ及ハス。本書ニ続テ之ヲ読ム可キモノタリ」とあり、その内容を否定するものではなかった。

³⁷ 前掲、大槻『箕作麟祥君伝』169、170頁。

